京都市交通局管理規程第14号

京都市交通局職員の人事記録に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者 交通局長 西村 降

京都市交通局職員の人事記録に関する規程の一部を改正する規程 京都市交通局職員の人事記録に関する規程の一部を次のように改正する。 別記様式付表第1第35号を次のように改める。

## (35) 再任用の場合

「地方公務員法第28条の4第1項の規定により京都市交通局職員に再任用する。

- ○級給料月額○○円を給する
- ○○ (職種名) を命ずる
- ○○勤務(又は職名)を命ずる

任期は〇年〇月〇日までとする」

再任用の任期を更新する場合は

「地方公務員法第28条の4第2項の規定により再任用の任期を○年○月○日まで更新する」

とする。

再任用の任期満了により当然退職する場合は

「地方公務員法第28条の4第1項(又は第2項)の規定による任期の満了により退職することとなるので通知する」

とする。

別記様式付表第2第35号中「定年条例第5条第1項」を「地方公務員法第28条の4」に改める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)